

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は競争力を強化しつつ、企業倫理と遵法の精神に基づき経営の透明性を高め、株主の立場に立って企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスを充実することを経営上の重要課題であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS	1,317,100	6.83
有限会社キャド	854,500	4.43
有限会社エッチエヌカンパニー	718,800	3.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	688,900	3.57
藤森伸彦	578,000	2.99
藤森美佐子	578,000	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	557,100	2.89
藤森明彦	519,000	2.69
藤森雅彦	519,000	2.69
藤森行彦	515,500	2.67

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 8 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

竹下直慶

他の会社の出身者

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹下直慶	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。	金融業務や国際業務における長年の経験と専門的学識経験者として培われた見識を当社の取締役として反映してもらうために社外取締役として適任と判断し選任した。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性要件を満たし、経営者としての豊富な経験とキャリア、高度な経営判断能力を有する者であると判断したため、独立役員に選任した。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は重要会議への出席、事務所・研究所・子会社などへの往査、管理部門のヒアリングなどの他、代表取締役との意見交換（月3～4回）、決裁書類の監査などを実施している。会計監査人及び内部監査部門として設置された監査室とは定期的な打合せを行い、それぞれ必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
張 秋華	他の会社の出身者													
小林英三	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
張 秋華	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。	国際的金融業界の経験者として培われた高度な専門的知識を当社の監査役として反映してもらうために社外監査役に選任した。 また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性要件を満たし、高度な法的知識や経験、財務会計的知見を有する者であると判断したため、独立役員に選任した。
小林英三	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。	金融業務及び会社経営に長年携わられ、その経験と培われた見識を当社の経営に反映してもらうために社外監査役に選任した。 また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性要件を満たし、高度な法的知識や経験、財務会計的知見を有する者であると判断したため、独立役員に選任した。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3 名
--	-----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格をみたす社外役員をすべて独立役員に指定することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対して、従来の退職慰労金制度を廃止し、これにかわるものとして、当社業績向上に対する取締役の意欲や士気を高めていくことを目的として、ストックオプション制度を導入致しました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

特にありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期に支払った役員報酬は、平成27年6月18日開催の定時株主総会において決議された役員賞与並びにストックオプション付与を含め、取締役7名に対し312百万円、監査役に対し23百万円、社外取締役及び社外監査役に対し14百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、企業価値の継続的な実現および、株主の皆様と経営陣とのより一層の利益共有を意図して、役員報酬の業績連動性と透明性を向上させる取り組みを行っております。従来、当社の役員報酬の現金報酬部分は、「固定報酬」と業績に応じて支給される「変動報酬」の二つから構成されておりましたが、平成22年3月10日開催の取締役会において、取締役に対する「固定報酬」比率の引き下げおよび「変動報酬」比率の引き上げに関する制度変更を行いました。また、平成22年6月23日開催の当社第80回定時株主総会において、役員退職慰労金の廃止に伴う打ち切り支給を決議するとともに、取締役が短期的な成果のみならず中長期的な観点から企業経営の舵取りを行うよう動機付けるため、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入を決議致しました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

就任時は資料による製品説明や社内用語についての事前説明を実施。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などの機能に加え、常勤取締役、常勤監査役、執行役員から構成する経営会議を原則として毎週開催し、経営と執行のコミュニケーションの密度を上げ、環境変化にスピーディーに対応した経営判断を行う体制としております。

- ・平成13年より、執行役員制度を導入しております。
- ・取締役会は8名で構成され、会社の重要な意思決定を行うとともに執行部門の監督を行っており、原則として月1回開催しております。

- ・顧問弁護士には、コンプライアンスに関する事項などについて、必要に応じて指導、助言を受けております。

- ・会計監査

会計監査については、新日本有限責任監査法人を選任しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同監査法人との間で監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数は、次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名継続監査年数

指定社員業務執行社員 山本 慎良 ― (注)

指定社員業務執行社員 鈴木 裕司 ― (注)

(注)継続監査年数が7年以下であるため、継続監査年数の記載は省略してあります。

監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりです。

監査業務に係る補助者の構成人数

公認会計士 9名

その他 8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

集中日を回避した株主総会日程を設定し、実施している。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

毎年5月、11月の2回、社長による決算説明会を実施、また、アナリスト、機関投資家のインタビューを受け入れ、スモールミーティングの実施も随時行っている。

あり

IR資料のホームページ掲載

法定および任意の開示資料、適時開示資料、有価証券報告書（四半期報告書）、決算説明会のダイジェスト版、決算短信（四半期財務・業績の概況）、株主通信を掲載しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社及びグループ各社は「お客様、お取引先、株主様、地域の方々、従業員、行政、地球環境等」すべてのステークホルダーに対する倫理的な対応、遵法の確保について「藤森工業グループ企業行動憲章」に定め翻訳のうえ、国内外の全拠点に配布しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社「藤森工業グループ企業行動憲章」ならびに「ZAGROS環境憲章」に『地球環境への負荷を低減し、持続可能な社会づくり…』、『省エネルギー、省資源、環境保全に貢献し得る革新的な技術と製品・サービスを開発し社会に提供…』を掲げ、環境経営にも積極的に取り組んでおり、また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進なども全社に展開しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実に努めております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章及びコンプライアンス基本規程を定め、これを周知・徹底するとともに、取締役は法令及び倫理規範の遵守を率先垂範する。また、社長を委員長とし、原則として社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備、維持、モニタリング及び改善を図ることとする。なお、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ. 当社は、内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。

ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事態・事実を発見した場合には直ちに社長ならびに監査役に報告するものとする。

ニ. 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制として、常勤監査役、社外弁護士、総務部長を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきコンプライアンス・リスク管理委員会にて対応及びその運用と再発防止対策の整備を行うこととする。

ホ. 監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理全体を統括する組織として社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設ける。有事においては、社長を本部長とする「危機管理対策本部」(災害時には災害対策本部)を設置し「危機管理規程」及び「防災規程」に基づき損害を最小限に止め、事業継続及び早期復旧への態勢を整える。なお、平時においては、事業部・各部門が中心に、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの予防・軽減活動等に取り組むこととする。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役・執行役員で構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその職務権限、執行手続きの詳細について定めることとする。

5. 株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループは、「コンプライアンス・リスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンス及びリスク管理を統括・推進する体制とし、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理体制の整備及び維持を図ることとする。グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「藤森工業グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。当社取締役・使用人、グループ会社取締役・使用人は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事態・事実を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

ロ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査役に報告するものとし、監査役は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役は必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実がある事を発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができることとする。なお、使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告するものとする。

8. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会勢力を排除することを目的に、藤森工業グループ企業行動憲章に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える

反社会勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は、毅然とした対応をとること」と

定めており、反社会勢力による不当な行為に対しては、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応するものとする。

